

---

プロジェクト 税効果会計  
項目 本日の審議事項

---

### これまでの検討事項

1. 第 277 回企業会計基準委員会（2013 年 12 月 12 日開催）において、基準諮問会議より、日本公認会計士協会（JICPA）における税効果会計に関する実務指針（会計に関する部分）について当委員会で審議を行うことが提言された。この提言を受けて、当委員会は、税効果会計専門委員会を設置して、2014 年 2 月から審議を開始した。
2. 第 314 回企業会計基準委員会（2015 年 6 月 29 日開催）及び第 21 回税効果会計専門委員会（2015 年 6 月 19 日開催）では、専門委員会の立ち上げ時に専門委員から寄せられた課題のうち、早急に対応すべき論点に限定して検討を行い、JICPA の実務指針を当委員会の適用指針等として移管することとした。
3. また、第 329 回企業会計基準委員会（2016 年 2 月 10 日開催）及び第 30 回税効果会計専門委員会（2016 年 2 月 4 日開催）では、それまでの審議の結果を受けて、5 本の実務指針を当委員会に移管した後に、早急に対応すべきとされた論点以外の 16 個の論点について検討を行うか、検討すべき論点が他に存在するかどうかの検討を行うこととした。
4. 2018 年 2 月 16 日に次の企業会計基準及び企業会計基準適用指針を公表し、JICPA の 5 本の実務指針の移管が完了した。
  - 企業会計基準第 28 号『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』
  - 企業会計基準適用指針第 28 号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」
  - 改正企業会計基準適用指針第 26 号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」
  - 企業会計基準適用指針第 29 号「中間財務諸表等における税効果会計に関する適用指針」

### 本日の審議事項

5. 本日の企業会計基準委員会では、これまでの検討内容を踏まえた上で、早急に対応すべきとされた論点以外の 16 個の論点についての方向性及び他に対応すべき論点があるかどうかについて検討する（審議事項(3)-2）。なお、第 58 回税効果会計専

## 審議事項(3)-1

門委員会（2018年7月19日開催）で聞かれた意見については審議事項(3)-3に記載している。

以上